

いいじま手打ち蕎麦の会 会則

平成 24 年 10 月 11 日制定

(会の名称)

第 1 条 この会の名称は、「いいじま手打ち蕎麦の会」という。

(目的)

第 2 条 飯島町は蕎麦の生産や種子蕎麦の生産地として盛んに生産活動が行われている。こうした生産地において蕎麦文化を普及し蕎麦の町飯島を内外に広めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 手打ち蕎麦を楽しむ活動
- (2) 蕎麦談義の開催
- (3) イベントの開催及び参加
- (4) 蕎麦の消費拡大を目的とした活動
- (5) その他、飯島の蕎麦を内外に広める活動

(会員等)

第 4 条 目的、事業に賛同し会員になろうとする者は入会申込みを行う。

- 2 この会に顧問を置くことができる。顧問は事業に参加し助言することができる。
- 3 顧問は役員会で決定する。

(総会)

第 5 条 総会は毎年 1 回開催し、事業報告、決算、事業計画、予算、役員及び会則の改廃を決定する。

- 2 総会は、会長が招集し議長となる。

(役員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| ・会長 | 1 名 |
| ・副会長 | 1 名 |
| ・会計 | 1 名 |
| ・事業部長 | 1 名 |
| ・企画部長 | 1 名 |
| ・技術指導部長 | 1 名 |
| ・広報部長 | 1 名 |
| ・資材部長 | 1 名 |
| ・監事 | 2 名 |

- 2 役員会は会長が招集するものとし必要により顧問を含めることができる。
- 3 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

(会 費)

第 7 条 この会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第 8 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり 3 月 31 日までとする。

(事務局等)

第 9 条 この会の事務局は JA 上伊那飯島支所内に置く。

(その他事項)

第 10 条 この会則に定めのない事項については、役員会において協議する。

付 則

1 この会則は、平成 24 年 10 月 11 日から施行する。

2 設立当初の役員任期は、第 6 条第 3 項の規定に関わらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この会則は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

この会則は、平成 26 年 4 月 19 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 4 月 29 日から施行する。